

社会福祉法人 詫間福祉会

ケアハウスたくま 入居契約書

施設 住所 香川県三豊市詫間町詫間 7053 番地 245
名称 ケアハウスたくま

設置者（以下甲という。）

住所 香川県三豊市詫間町詫間 7732 番地 60
名称 社会福祉法人 詫間福祉会

入居者（以下乙という）

1. 住所

氏名

生年月日

2. 住所

氏名

生年月日

上記当事者の間において、以下の条項に基づく標記契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は厚生省の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、食事等日常生活上必要な便宜を供与する目的でこの施設を乙に利用させ、乙はこれに対し、この契約の定めるところを承認し、必要な費用を支払うことを約した。

（ 施設の利用 ）

第2条 乙は、専用居室及び甲が共用のために設置した設備を利用することができる。

（ 利用料 ）

第3条 乙は厚生省の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、乙が別に定める月額利用料を、毎月 27 日までに当月分として、甲が指定する方法により甲に支払うものとする。

（ 利用料の改定 ）

第4条 乙は厚生省の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、国の指導のもとに利用料を改定する事が出来る。

（ 管理規程 ）

第5条 この契約に付随して、甲が別に定める管理規程を、甲乙ともに遵守しなければならない。

（ サービス ）

第6条 甲は乙に対し以下のサービスを提供する。提供の方法については、別途管理規程において定める。

- (1) 食事
- (2) 相談、助言
- (3) 緊急時の対応
- (4) 入浴準備
- (5) 自主活動への協力

（ 使用上の注意 ）

第7条 乙は、管理者側の注意をもって居室及び共用施設、敷地を利用しなければならない。

（ 用途の制限 ）

第8条 乙は、その居室を乙の住居以外の目的に使用してはならない。

(居室への立ち入り)

第9条 甲は、保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると認められるときは、乙の承諾を得て、いつでも居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとする。但し、緊急の場合は乙の承諾を得ないで立ち入ることができる。

(居室の模様替え)

第10条 乙は、居室を現状のまま使用すること。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(乙の賠償責任)

第11条 乙は、故意又は重大な過失によって建物設備に損害を与えた場合、甲が被った損害を賠償しなければならない。

(甲の賠償責任)

第12条 甲は、故意又は過失によって乙に損害を与えた場合、乙が被った損害を賠償しなければならない。ただし、天災、変事、及び通常の管理を行っているにも関わらず発生した火災、盗難等はこの限りでない。

(動物飼育)

第13条 乙は、居室内において動物等ペット類を一切飼育してはならない。

(甲の契約解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の1以上に該当する場合、乙に対し一定の予告期間を置いて、この契約の解除を通告する事が出来る。

- 1.入居用件に関して、虚偽の届け出を行って入居したとき。
- 2.利用料を2ヶ月以上支払わないとき。
- 3.施設長の承諾を得ないで、施設の建物、附帯設備等の造作・模様替えを行ったとき。
- 4.日常生活の中で、病気等により介護を必要とする状態であるにもかかわらず親族等の介護又は外部のヘルパー等の利用が出来ないとき。
- 5.金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。

- 6.集団感染の恐れが強い疾患に罹患し、治療が功を奏しないとき。
- 7.入院の期間が 3 ヶ月を超えたとき。
- 8.その他共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。

(乙の契約解除)

第 15 条

- 1.乙は、この契約を解除しようとする時は、30 日以上の予告期間をもつて甲が定める契約解除届を甲に提出するものとし、その契約解除届に記載された契約解除日を持って、この契約は解除されるものとする。
- 2.乙は、前項の契約解除日までに居室を甲にあけわたさなければならない。
- 3.乙が契約解除届を甲に提出しないで居室を退去したときは、甲が乙の退去の事実を知った翌日から起算して 30 日目をもって、この契約は解除されたものとする。

(契約の終了)

第 16 条 この契約は、乙が死亡したとき（乙が 2 名の場合は、そのいずれもが死亡したとき）に終了する。尚、乙が 2 名の場合（ともに 60 歳以上であって）、1 名が死亡したときは契約を変更し、2 人室から個室に転居し、契約を継続することができる。

(財産の処分)

第 17 条

1. 乙の死亡により契約が終了した場合、甲は乙の所有物を管理者の注意をもって保管し、乙の身元引受人に連絡して一切の処置をさせるものとする。
2. 乙の身元引受人は、前項の連絡を受けた場合、契約終了日の翌日から起算して 10 日以内にその所有物を引き取り、居室を甲に開け渡さなければならない。
3. 明け渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、乙又は乙の相続人、その他の承継人がその所有権を放棄したものと見なし、甲において自由に処分できる。

(身元引受人)

第 18 条

1. 乙は入居申込みにあたって身元引受人 2 名（内 1 名は法定相続人又は 1 親等以内の親族）を定めなければならない。
2. 前項の身元引受人は、この契約が解除になった場合、必要に応じ乙の身柄を引き取る責任を負うものとする。
3. 身元引受人が死亡又は長期の療養、遠隔地への転居により前項を履行できない状態になったときは、乙はただちに身元引受人の変更を行い、甲に届け出なければならない。

(誠意処理)

第 19 条 この契約書の解釈及びこの契約書に定めのない事項については、甲、乙相互に協議し、誠意をもって処理する。

以上の通り、甲、乙、身元引受人は記名捺印のうえ契約し、その証として各自が本書一通を保管する。

令和 年 月 日

設置者（甲）

住 所 香川県三豊市詫間町詫間 7053 番地 245

ケアハウスたくま

氏 名 施設長 濱上 靖 印

入居者（乙）

1.住 所

氏 名 印

2.住 所

氏 名 印

身元引受人

1.住 所

氏 名 印

2.住 所

氏 名 印

契約解除届

社会福祉法人 詫間福祉会
理事長 三宅 博 殿

この度、ケアハウス・たくま入居契約を解除いたしたく、下記の通りお届け
いたします。

記

1. 入居者氏名

2. 居室番号

号室

3. 契約解除日 令和 年 月 日

住 所

氏 名

印